

1 計画策定の背景

近年の少子高齢化や核家族化等に伴う地域の相互扶助の弱体化や家族機能の変化、また、市民ニーズの多様化が進む中で、新たな福祉ニーズに対応する仕組みを構築することが必要となってきました。

こういった時代背景を受け、社会福祉基礎構造改革において「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援すること」という今後の新しい社会福祉の理念がうちだされました。この社会福祉基礎構造改革を受け、平成12年6月、社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、その第4条で「地域福祉の推進」の規定が盛り込まれました。

また、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、地域福祉を推進する中核としての役割が期待されています。

地域福祉とは、「住民が、地域社会において自立した生活を営むことを可能にするために必要な福祉と保健・医療などのサービス整備とサービスの総合化、福祉の増進・予防活動、福祉環境の整備、住民参加の福祉活動の支援を行い、これらの活動を通して福祉コミュニティ⁽¹⁾の形成を目指す福祉活動の総体」⁽²⁾をいいます。

つまり、地域という場所に注目し、高齢者や障害者、児童といった対象者ごとではなく、子どもから高齢者までの支援を要する全ての人を対象とし、誰もが住みやすい地域の仕組みをつくるために、行政、事業者、住民が協働して取り組む福祉活動の総体のことです。

地域では、高知市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の福祉のまちづくり事業をはじめ、民生委員児童委員やボランティア、老人クラブ、町内会等による見守りや助け合い活動、いきいき百歳体操、宅老所やミニデイサービスの取り組み、各種障害者の作業所や当事者グループの活動、さらに、地域を越えた子育て広場や母親のサークル活動が取り込まれるなど、ボランティアや当事者、住民の自主的活動が少しずつ広がってきています。

こういった活動が今後更に発展していくことができるように、住民、行政、市社協、事業者が協働して取り組みを進めていくことが必要です。

1 福祉コミュニティ

一般のコミュニティを形成の基盤として、福祉的な援助を必要とする人々の福祉追求を原点に置いて、サービスや施設の体系的整備とともに、そこに住む地域住民が社会福祉に関心と理解を持って、それに積極的に参加していくコミュニティ。そこでは要援護者を含むすべての人々が、ノーマライゼーションの理念に基づいて、自立した生活を送っていくことができます。そのためにはまず、地域住民の福祉意識・態度の醸成が必要とされます。

2 鈴木五郎「地域福祉論」全社協から引用。

参考：社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民，社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は，地方自治法第二条第四項の基本構想に即し，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，住民，社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに，その内容を広報するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会および地区社会福祉協議会）

第109条

市町村社会福祉協議会は，1または同一府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって，その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者が参加し，かつ指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数および社会福祉事業または更生保護事業を営む者の過半数が，指定都市以外の市および町村にあってはその区域内における社会福祉事業または更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

社会福祉を目的とする事業の企画および実施

社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

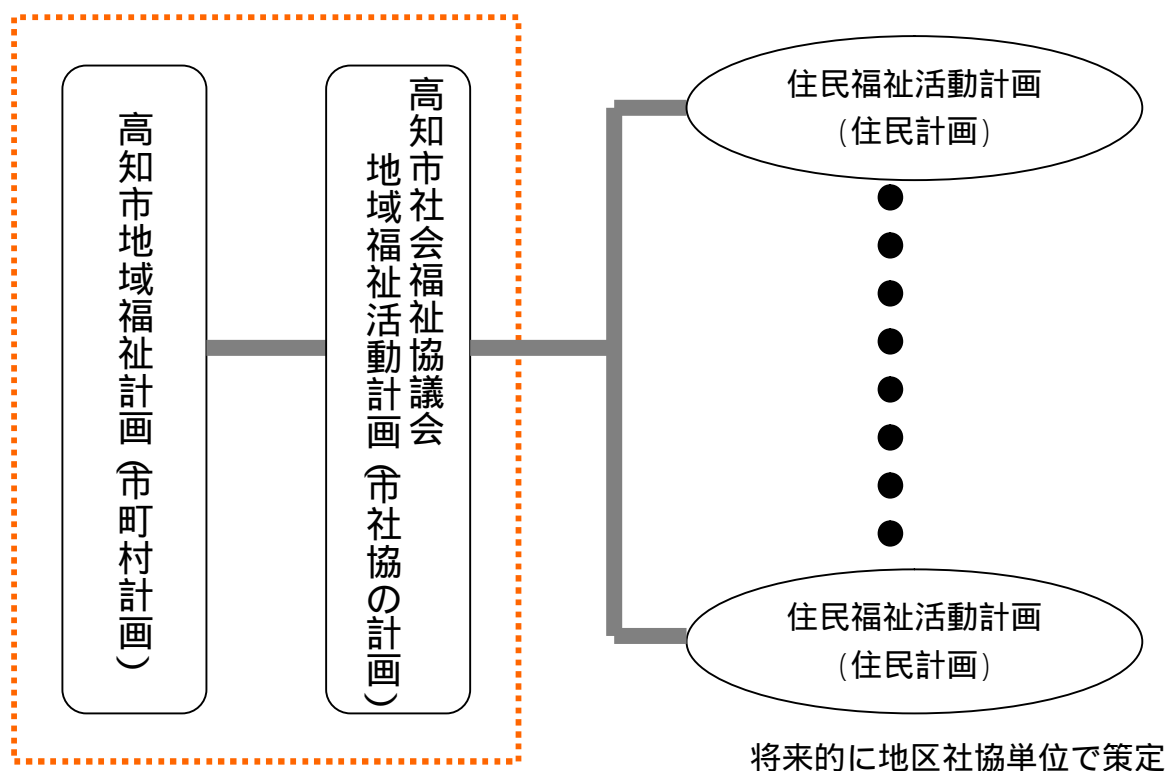
社会福祉を目的とする事業に関する調査，普及，宣伝，連絡，調整および助成

～ に掲げる事業のほか，社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 計画の性格

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村計画である「高知市地域福祉計画」と市社協の計画である「高知市社会福祉協議会 地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉を推進する計画として、**高知市地域福祉活動推進計画**とします。将来的には、各地区の実情に沿った住民福祉活動計画（住民計画）を地区社協単位で策定に努めます。

高知市地域福祉活動推進計画



地域福祉計画（市町村計画）

社会福祉法第 107 条に基づく計画

市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにするものであり、社会福祉協議会や地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティア団体等のさまざまな組織が、地域福祉推進に主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉をどのように推進していくかをまとめたものです。

地域福祉活動計画（市町村社協計画）

市町村社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などとともに、相互に協力して福祉課題の解決に取り組むための計画です。

住民福祉活動計画（住民計画）

地域に暮らす人たち一人ひとりをはじめ、その地域に関係のあるすべての方々が、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための行動計画です。

3 基本理念

誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくり ～地「参」地「笑」～

地「参」地「笑」とは、地域福祉活動へ積極的に参加をして、地域に笑顔があふれる暮らしをつくっていくことです。

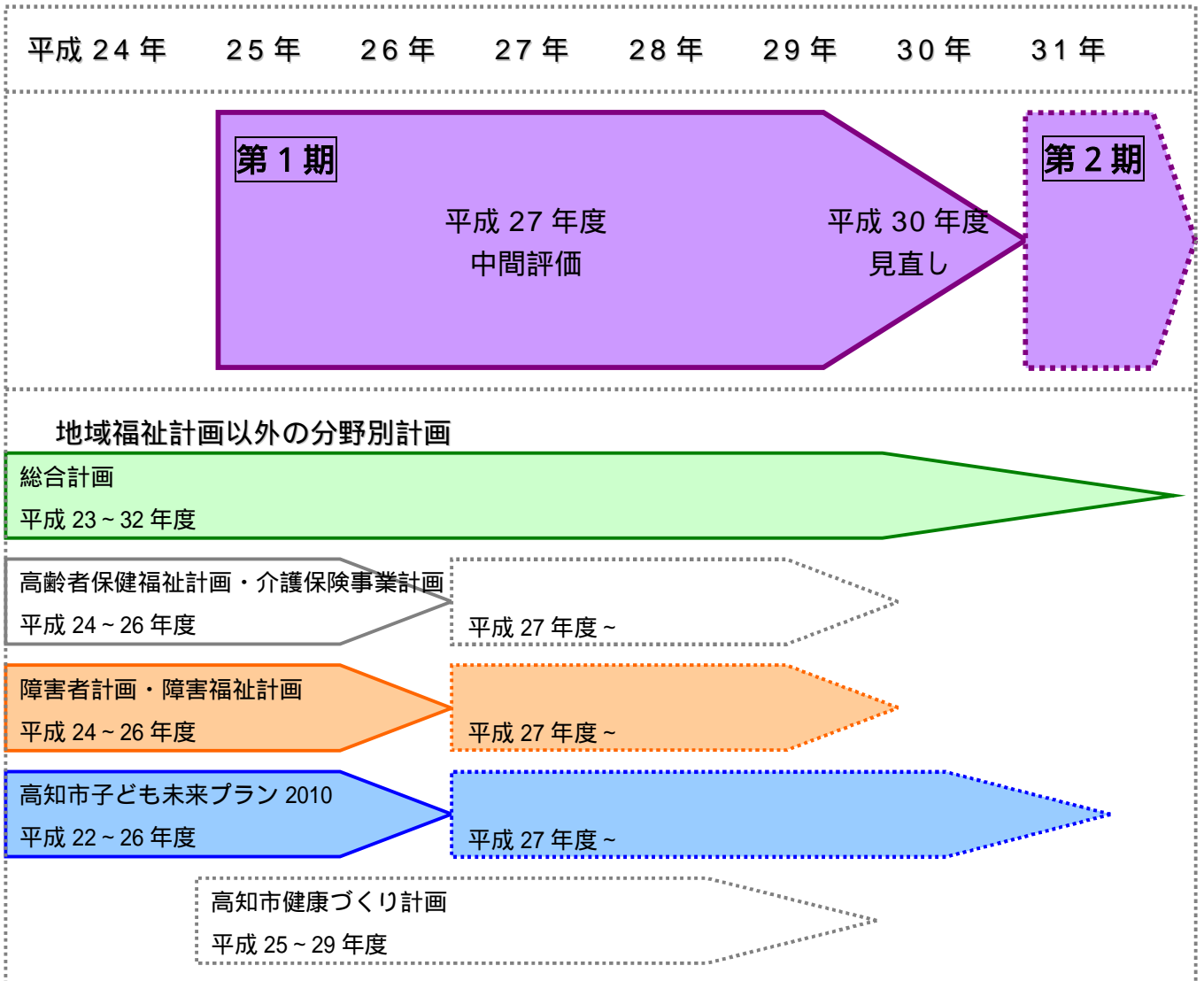
合言葉は、

- こ えかけあい，たすけあい
- う んとひろげよう
- ち いきのえがお



4 計画期間

本計画は、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間の計画です。また、平成 27 年度に中間評価を計画しています。



5 計画策定への取り組み

計画策定の事務局体制として、市と市社協の合同事務局を設置しました。

市では、健康福祉部関係各課及び市民協働部地域コミュニティ推進課の職員で構成する庁内検討委員会を設置し、課題分析や具体的施策の検討を行いました。また、必要に応じて、関係各課と連携をとりながら検討を行いました。

市社協では、職員で構成する地域福祉活動推進計画検討委員会と今後の市社協のあり方検討委員会を設置し、課題分析や具体的施策の検討を行いました。

また、20歳以上の市民や民生委員児童委員を対象とした「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。さらに、日頃より、地域福祉活動に携わる方々や住民を交えたテーマごとの意見交換会を4回実施しました。

これらの結果や意見をもとに、事務局で計画原案を作成しました。その後、市民の方から計画案に対して広くご意見をいただくため、高知市市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施しました。

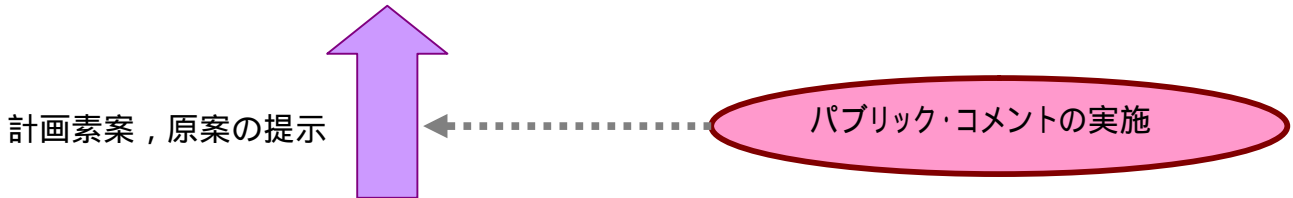
計画案については、市民の中から選ばれた公募委員2名を含む「高知市地域福祉計画推進協議会」で審議を経て策定しました。



計画策定体制

高知市地域福祉計画推進協議会

役割：計画素案検討審議，計画原案検討審議・了承
委員数：17名（うち公募委員2名）



合同事務局

市社協

（事務局：福祉課）

検討委員会

市

（事務局：健康福祉総務課）

庁内検討委員会



計画策定のための現状把握・分析・課題の検討
解決の方策に関するアイデアの提示

意見交換会

子育て

サロン活動

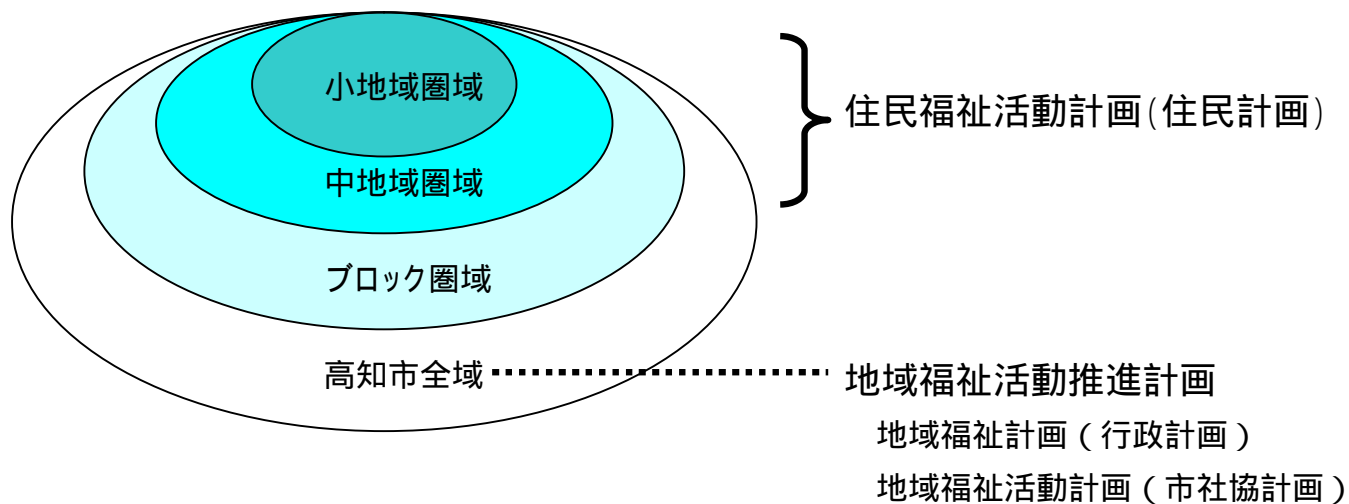
地区社協

アンケート調査

対象：20歳以上の市民
民生委員児童委員

6 地域（圏域）の設定

本市では、地域福祉を推進するために下記のような重層的な圏域を設定します。



小地域圏域

約1,200の町内会・自治会，公民館活動，約300のいきいき百歳体操，隣近所の助け合い，サロン活動等を単位とする圏域。支え合いマップづくり⁽³⁾などを通して，地域住民同士の助け合い起こしをしていきます。

中地域圏域


27地区社会福祉協議会を単位とする圏域。小地域福祉活動で生じる課題，例えば見守り活動における地区組織や団体間の連絡ルートや連携方法の調整等のような福祉課題は，地域支え合い会議⁽⁴⁾で共有し，解決に向けた検討を行います。

ブロック圏域

高知市を東西南北4つに分けた圏域。各圏域単位で地域福祉コーディネーターを配置し，中地域圏域を越えて他の地区社協との調整や情報交換をしたり，地域高齢者支援センターが開催する地域ケア会議⁽⁵⁾等のような専門職との連携強化を図ります。

高知市全域

高知市全域。市全体として検討すべき福祉課題については，「高知市地域福祉計画推進協議会」で協議を行います。



3 支え合いマップづくり

ご近所同士の見守り・助け合い等の共助の推進を図ることを目的に行うもので、住宅地図等に人と人との関わり合いの線を引きながら、ご近所で人々が安心して、また心豊かに生きていくための福祉課題を見つける手法。

4 地域支え合い会議

町内会や自治会、いきいき百歳体操などの小地域活動で生じる課題を持ち寄り、地区社協単位で地域の福祉課題や地域づくり等について、話し合い、問題・課題解決に向けて連携を図っていく場。地域住民と専門職が協働して、知恵とエネルギーを結集させていく場として機能し、地区社協ごとに設置された会議。

5 地域ケア会議

地域にある高齢者支援に関わる団体や機関の代表者による会議、多職種の専門職が参加する困難事例の検討会議であり、これら2つの会議は地域高齢者支援センターが主催して実施することになっています。前者の会議は、地域の機関・団体のネットワークづくりを進めることであり、後者はケアマネジャーが困っている事例について多職種の実務者が参加して検討を行い、検討した事例を生活圏域で支えられるよう支援していくことです。

7 計画の体系図

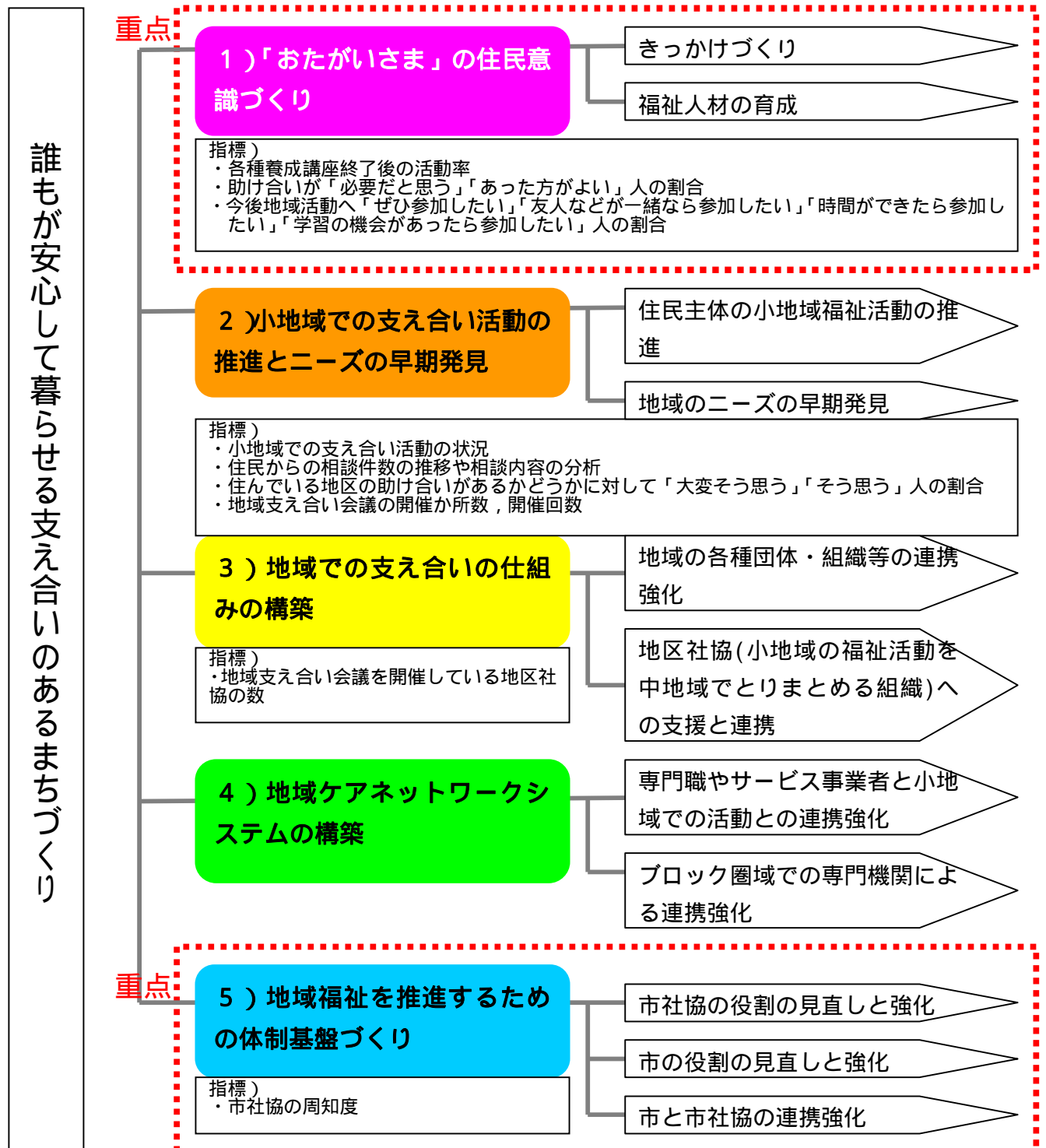
< 指標 >

- ・地域活動やボランティア活動への参加状況について（地域福祉に関するアンケート調査より）
 市民「参加している」人の割合 平成24年度 17.2% 平成30年度 50%
- ・地区社協の周知度（地域福祉に関するアンケート調査より）
 市民「名前も活動の中身もよく知っている」又は「名前は知っており、活動の内容も少しは知っている」人の割合 平成30年度 50%

基本理念

基本目標

方策



前期では1)と5)を重点的に取り組みます。

